風力発電設備の安全管理審査準備は出来ていますか?

単機出力500kW以上の発電設備を 設置しているすべての事業者は

定期事業者検査を実施し、国の登録を受けた

審査機関が実施する定期安全管理審査を受けて、

その検査の品質を認定される必要があります。

(平成29年4月施行)





審査準備、運用支援、審査対応助勢からシステム化まで ご予算に応じた、サービスを提供します。

安全管理審査を受審・適合評価を得るために必要な事項

STEP1

要領書の作成 [定期事業者検査要領書]

法で定められた以下の6項目に ついて要領書を作成します。

①組織、体制 ②検査の方法

③工程管理 ④協力事業者の管理

⑤検査記録の管理 ⑥教育訓練

STEP2

検査の実施

作成した「定期事業者検査要領書」にて、事業者は定期事業者検査※を実施し、その関連する記録を維持・管理します。

※定期事業者検査は事業者が自らもしくは外注で実施

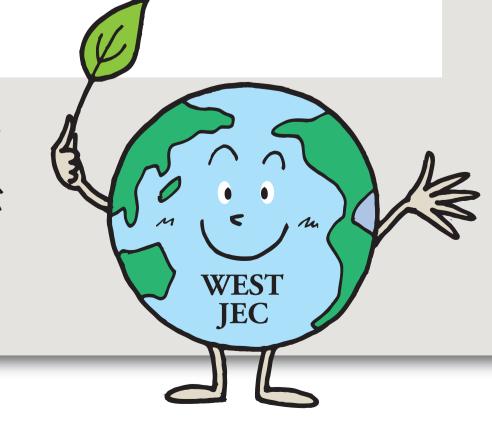
STEP3

安全管理審査の受審

- ◎審查会社選定
- ◎審查受審
- ◎指摘事項対応

安全管理審査は最短で²3年ごとに受審が必要

安全管理審査の他にも、設備導入支援、法的許認可申請、使用前検査など風力発電設備に関するトータルコンサルティングを行っています。お悩み等がございましたら、ご相談下さい。

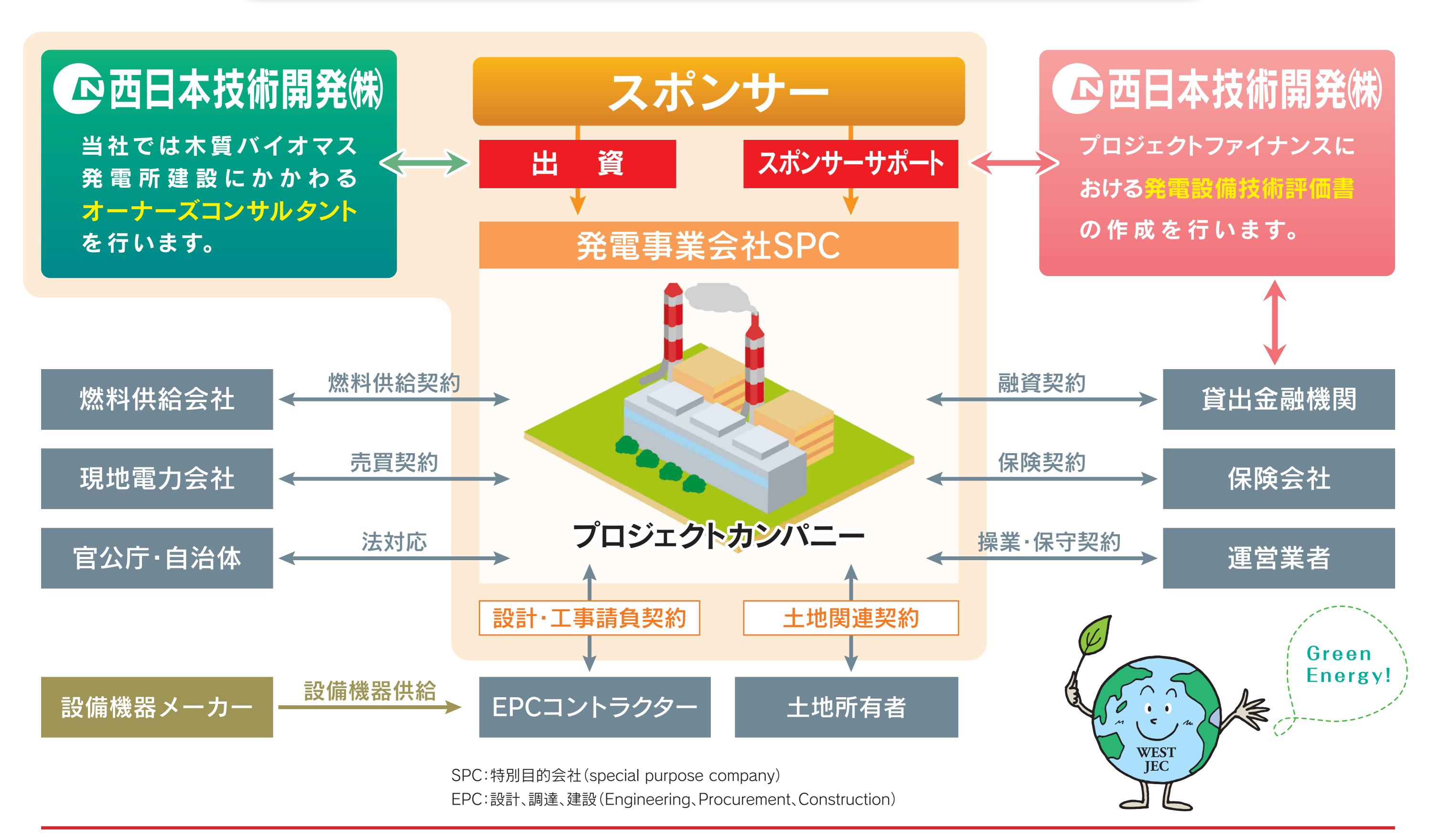




西日本技術開発株式会社 火力本部 TEL.092-713-0470 E-mail: thermal@wjec.co.jp

大質バイオマス発電所の事業スキーム

木質バイオマス発電プロジェクトのオーナーズコンサルタント





TEL.092-713-0470

E-mail: thermal@wjec.co.jp